

守れ わがまち

輪之内町消防団入団のしおり



輪之内町役場 総務危機管理課



目 次



消防の組織と消防団

- ① 消防の仕組み1
- ② 消防の任務3
- ③ 消防団員の権限3
- ④ 教育訓練4



消防団員の身分

- ① 消防団員の身分5
- ② 消防団員の処遇6



消防団の現状

- ① 消防団の現況7
- ② 消防団が必要とされる要因 …8

I

消防の組織と消防団

1

消防の仕組み

(1) 消防は市町村の事務

私たちに身近な地方自治の事務は、都道府県と市町村がそれぞれ分担して行っていますが（例えば、教育では、高等学校の設置・運営は都道府県が、小・中学校の設置・運営は市町村が行っている。）消防は市町村の事務とされています。

- ・市町村の消防に関する責任（消防組織法第6条）

市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

- ・市町村の消防の管理（消防組織法第7条）

市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

- ・町村の消防に要する費用（消防組織法第8条）

市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

(2) 消防機関

市町村は、消防事務を処理するため、消防機関を設置することになっています。消防団も、消防機関の1つです。

- ・消防機関（消防組織法第9条）

市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

消防本部	}	常備消防
消防署		
消防団		非常備消防

これらの消防機関のうち消防本部及び消防署を設けることを常備化といい、この2つの機関をまとめて常備消防といいます。

輪之内町は、大垣消防組合（大垣市・輪之内町・安八町・神戸町・池田町で組織）に属しており、大垣消防本部、各署所（中消防署、北署、北部署、赤坂分署、南分署、東分署、大垣分駐所）が常備消防機関となります。

また、輪之内町消防団は非常備消防機関となります。

(3) 消防団

消防団は、条例に基づいて設置されます。

- ・消防団（消防組織法第18条1項）
消防団の設置、名称および区域は、条例で定める。

- ・消防団員（消防組織法第19条）
消防団に消防団員を置く。
消防団員の定員は、条例で定める。

輪之内町消防団条例（昭和40年12月条例第10号）（抜粋）は以下のとおりです。



第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに非常勤の消防団員(以下「団員」という。)の定員、任免、給与、服務等について定めるものとする。

第2条 当町に消防団を設置し、その名称を輪之内町消防団(以下「消防団」という。)とする。

2 前項の消防団の管轄区域は、輪之内町一円とする。

第3条 団員は、基本消防団員と機能別消防団員とする。

2 基本消防団員は、機能別消防団員以外の全ての消防団員とする。

3 機能別消防団員は、特定の任務に限って従事する消防団員とする。

第4条 法第19条第2項の規定に基づく団員の定数は、次の各号に掲げる団員の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める定数の合計数とする。

(1) 基本消防団員 85人

(2) 機能別消防団員 26人

第5条 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推薦に基づき町長が、その他の基本消防団員は団長が、次の各号の資格を有する者のうちから、町長の承認を得て任用する。

(1) 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者

(2) 年齢18歳以上の者

(3) 志操堅固で、かつ、身体強健の者

2 機能別消防団員は、団長が、次の各号の資格を有する者のうちから、町長の承認を得て任用する。

(1) 前項第1号及び第3号に該当する者

(2) 年齢18歳以上70歳未満の者

(3) 消防に関する知識及び経験を有すると団長が認めた者

東日本大震災などの教訓をいかし制定された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年12月）では、消防団は、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできないものであり、これに代わるものはないとして、消防団の充実強化が明記されました。

2 消防の任務

「消防」とは、一般に火事を消すなどの災害を防ぐ活動をいいますが、法律上の消防の任務は消防組織法で規定されています。

・消防の任務（消防組織法第1条）

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

このように消防とは、火災における消火活動はもとより、台風、豪雨、地震などの自然災害における救助活動や防除活動さらには自動車事故、鉄道列車事故など事故災害における救助、救出活動など、国民の生命、身体、財産を脅かすあらゆる災害に対処する活動を言います。

3 消防団員の権限

消防の任務を遂行するために、消防団員に対し、消防職員に準じて必要な権限が法律で与えられています。

(1) 立入検査

消防長（消防本部の長のこと）又は消防署長は、火災予防のため特に必要があるときは、消防対象物及び期日又は期間を指定して、消防団員に立ち入らせ、構造、設備、管理の状況等の検査又は関係者に対する質問をさせることができます。（消防法第4条の2第1項）

(2) 情報提供

火災の現場においては、消防団員は、消防対象物の関係者などに対して、消防対象物の構造、救助を要する者の存否、消火、延焼の防止又は人命救助のため必要な事項について、情報の提供を求めることができます。（消防法第25条第3項）

(3) 優先通行権及び緊急通行権

① 優先通行権

消防車が火災の現場に赴くときは、他の車や歩行者は道路を譲らなければなりません。（消防法第26条第1項）

② 緊急通行権

消防隊は、火災の現場に到着するために緊急の必要があるときは、一般交通の用に供しない通路や公共の用に供しない空地及び水面を通行することができます。（消防法第27条）

(4) 消防警戒区域の設定

火災現場においては、消防団員は、消防警戒区域を設定して、消防法施行規則で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じたり、その区域への出入りの禁止、制限をすることができます。（消防法第28条第1項）

(5) 緊急措置権

- ① 消防団員は、消火、延焼の防止又は人命救助の必要があるときは、消防対象物やその土地を使用、処分し、又は使用を制限することができます。（消防法第29条第1項）
- ② 消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近の者を消火や延焼防止、人命救助その他の消防作業に従事させることができます。（消防法第29条第5項）

4 教育訓練

防災・危機管理e-カレッジ

総務省消防庁が、一般の人々をはじめ、消防職団員や地方公務員等を対象に、防災・危機管理に関する学びの場をインターネットを活用した遠隔教育により提供しています。

防災・危機管理 e-カレッジ：大規模災害に対して、地域の防災力を高めて被害の軽減を図ることが極めて重要との認識から、地域の防災力を強化するための施策の一つとして、平成16年2月より運用を開始した無料学習システムです。インターネット上で防災・危機管理に関する学びの場を提供することを目的としています。

（消防庁ホームページ参照 <https://www.fdma.go.jp/relocation/e-college/>）



II 消防団員の身分

消防団は、市町村の消防機関ですが、それを支える消防団員は、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づいて参加し、地域住民を守るために昼夜を問わず消防活動にあたっています。これは江戸時代の町火消、明治時代の消防組以来の伝統であり、この基本精神は現代においても変わることはありません。

1 消防団員の身分

(1) 消防団員は特別職の地方公務員

消防団員は、それぞれ職業を持つかわら、災害時等に消防団員として活動しますが、この消防団員の身分は特別職の地方公務員です。地方公務員には、市町村役場に勤務する職員などの一般職と、市町村長や副市町村長などの特別職がありますが、消防団員は、非常勤で、特別職の地方公務員と規定されています。（地方公務員法第3条）

(2) 消防団員の服務

- ① 消防団への入団は本人の自由意志によりますが、懲戒処分などで免職される場合があります。
- ② 消防団員が、個人として政党に入党すること、選挙運動をすること、公職の候補者になり、公職に就くことは自由ですが、消防団員の地位を利用した選挙活動はできません。

(3) 消防団長及び消防団員

- ① 消防団の長は、消防団長であり、消防団に関する事務を統括し、消防団員を指揮監督します。（消防組織法第20条）
- ② 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事することになります。（消防組織法第21条）
- ③ 消防団長は、消防団の推薦に基づき、市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命します。（消防組織法第22条）

(4) 消防団員の階級

消防団活動は、団体で行動することが原則ですが、特に危険な災害現場での活動においては、指揮命令系統をはっきりさせ、リーダーの指示に従って行動することが重要となります。

そこで組織活動を的確に遂行するため、消防団は全国的に統一された階級制度をとっています。（消防組織法第23条第2項に基づき、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定められています。）

輪之内町消防団の階級

基本団員 85名

団長 1名 副団長 3名 分団長 5名（本部長、副本部長、各分団長） 副分団長 3名

班長 10名 団員 63名

機能別消防団員 26名

団員 10名 役場職員 16名

2 消防団員の処遇

(1) 消防団員報酬等

消防団員の出勤報酬は、市町村の条例で定められています。その額は市町村によりまちまちですが、輪之内町団員の年額報酬は、次のようになっています。

また、消防団員が、火災その他の災害に出動したとき、あるいは演習訓練等に出動したときには、輪之内町から出勤報酬が支給されます。

交付税単価と別額

(単位：円)

項 目	令和8年度
報酬	
団員（年額）	36,500
団長（年額）	82,500
出勤報酬（※1時間あたり）	1,000
公務災害補償負担金	
人口1人あたり	3.5
団員1人あたり	1,900
退職報償金負担金	
団員1人あたり	19,200

(※) 出勤報酬 1日最大8,000円〔災害時を除く〕

(2) 消防団員の公務災害補償等

消防団員の活動は、危険と隣り合わせという面があり、活動中に不慮の事故による死亡や負傷等のケースが生じることがあります。このような公務災害に備えて補償制度が設けられています。

① 市町村が行う補償

公務災害の場合には、市町村は、条例の定めにより、その消防団員又は遺族に対し補償することになっています。（消防組織法第24条第1項）

補償の種類は、次の7種です。

・療養補償 ・休業補償 ・傷病補償年金 ・障害補償 ・介護補償 ・遺族補償 ・葬祭補償

② 消防賞じゅつ金等

消防職団員が、災害に際し、災害現場で身の危険を顧みず職務を遂行して傷害を受け、そのために死亡し、又は重度の障害を負った場合には、国から賞じゅつ金が支給されることがあります。

都道府県や市町村でも、国の賞じゅつ金に準じて、条例で賞じゅつ金の制度を設けています。

③ 日本消防協会が行う消防団員等福祉共済

日本消防協会が行っている消防団員等福祉共済において、加入者が公務により死亡した場合又は重度障害の状態となった場合、弔慰金又は重度障害見舞金などが給付されることになっています。また、加入者が公務・公務外により7日間以上の入院（120日限度）となった場合、入院見舞金が給付されることになっています。この共済は、加入手続きが必要であり、ほとんどの消防団員が加入しています。

(3) 消防団員の退職報償金

消防団員が退職した場合、市町村は、その勤続年数や階級に応じ、条例の定めにより退職報償金を支給しています。（消防組織法第25条）

消防団員退職報償金支払額表

(単位：千円)

階 級	勤続年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上	35年以上
団 長	239	344	459	595	779	979	1,079
副 団 長	229	329	429	534	709	909	1,009
分 団 長	219	318	413	513	659	849	949
副 分 団 長	214	303	388	478	624	809	909
部長及び班長	204	283	358	438	564	734	834
団 員	200	264	334	409	519	689	789

(4) 消防団員等公務災害補償等共済基金

市町村が、公務災害補償や退職報償金の支給財源に困ることのないよう、共済制度として消防団員等公務災害補償等共済基金が設立され、的確な支払が行われる仕組みがとられています。（消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律）

II 消防団の現状

1

消防団員の処遇

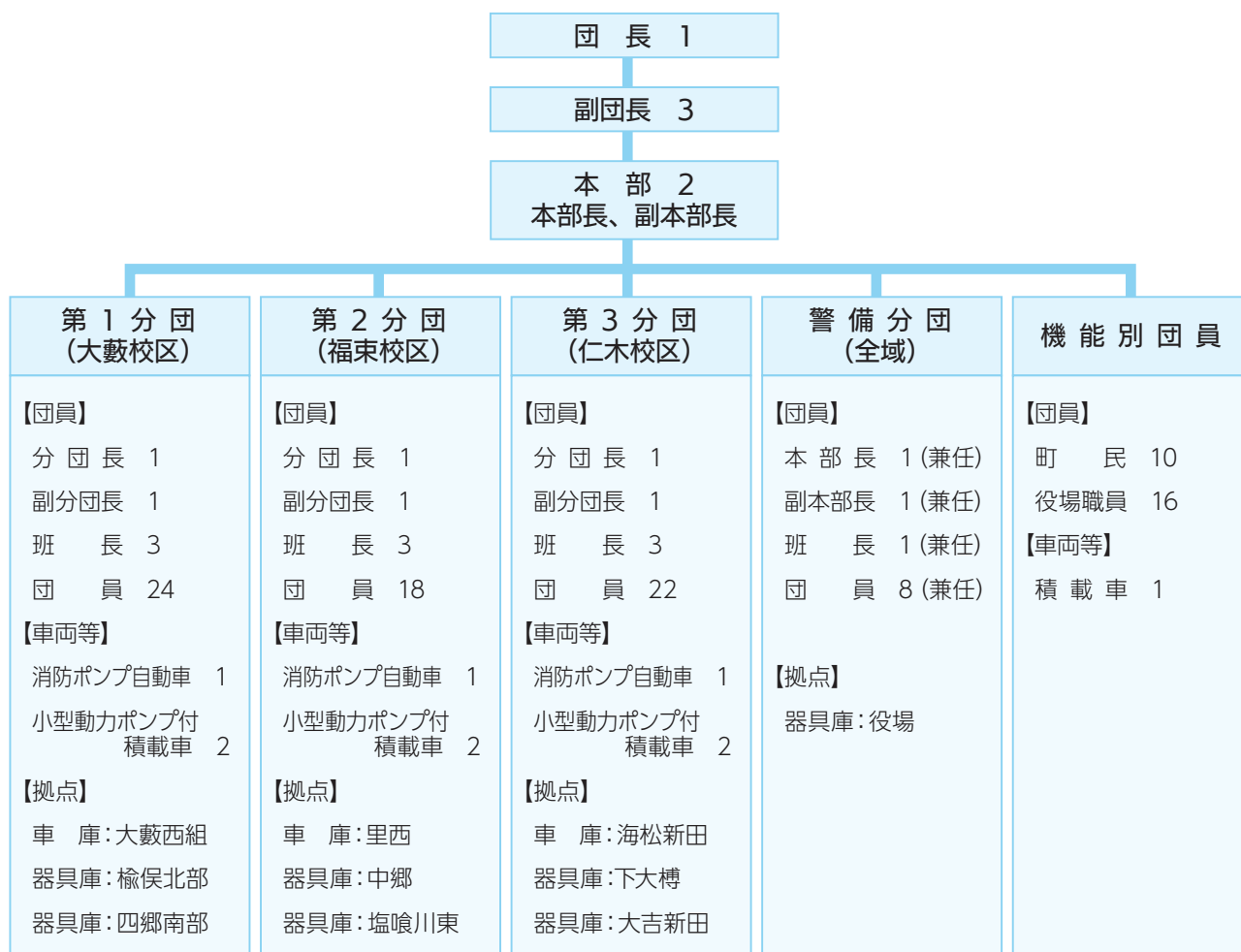
(1) 輪之内町消防団員定数の変遷

(単位：人)

年月日	団員数	うち機能別消防団員数
昭和29.4.1	272	—
昭和30.4.1	150	—
昭和40.4.1	121	—
昭和47.4.1	95	—
平成14.4.1	97	—
平成27.4.1	107	10
令和3.4.1	111	26

(2) 輪之内町消防団の組織

輪之内町消防団の組織は次のとおりです。(単位：人、台)



2

消防団が必要とされる要因

●大規模災害に備えた防災力の強化

大規模災害では、常備消防が被害を受けたり、道路寸断などで現場到着が遅れたりする場合があります。

特に、火災発生時の消火活動や交通整理、避難誘導、再発火の監視などに多くの人手が必要です。

住民で構成される消防団は、迅速な初動対応により被害を軽減します。

●地域密着型での活動

消防団員は、地域の実情や地理、住民の家族構成などを把握しています。

地域住民との信頼関係を築いているため、災害時に円滑な連携が可能です。

緊急時に消防署と連携し、消火活動や救助活動を行います。

●経済的なメリット

全ての消防活動を常備消防だけで賄うと、莫大な費用がかかります。

消防団は非常勤の地方公務員であり、経済的な負担を軽減します。

●平常時の防災啓発

火災予防運動や年末警戒、避難訓練の実施を通じて、住民の防災意識を高めます。

若い世代への防災意識の継承も重要な役割です。



第1分団



第2分団



第3分団

(3) 輪之内町消防団員の出動及び訓練等の状況

【最近の水火災出動】

(単位：人、%)

年月日	件 名	発生時間帯	出動人数	出動割合
令和5.9.11	大藪地内 工場火災	6:43	41	48.2
令和5.12.9	里地内 工場火災	8:28	29	34.1
令和6.6.20	塩喰地内 建物火災	15:01	21	24.7
令和6.10.28	南波地内 建物火災	5:51	26	30.6
令和7.8.10	中郷地内建物火災	15:26	25	29.4
令和8.2.17	四郷地内建物火災	13:58	8	9.4
令和8.3.20	海松新田地内建物火災	8:13	24	28.2

【行事、訓練等（令和7年度）】

(単位：人、%)

月	行事、訓練名	対 象	回数	所要時間	出席率
4	教養訓練（座学）	新班長・新団員	1	2時間	73.1
	規律訓練	全団員	1	2時間	68.5
	操法訓練	全団員	9	2時間	63.3
5	第1回機動演習、水防訓練	全団員	1	3時間	69.9
	操法訓練	全団員	10	2時間	51.0
	送水訓練	3分団	3	2時間	60.0
6	操法審査会	全団員	1	3時間	86.3
	操法訓練	全団員	10	2時間	74.7
	送水訓練	1・3分団	4	1～3時間	67.3
	選考会	全団員	1	4時間	72.6
7	送水訓練	3分団	2	1～2時間	72.0
8	送水訓練	2分団	2	1～2時間	19.0
	普通救命講習	新団員	1	2時間	—
9	操法訓練（県大会出場時）	大会出場団員、サポート団員	6	2時間	—
10	町ふれあいフェスタ（消防コーナー）	各分団6名	1	4時間	—
	操法訓練（県大会出場時）	大会出場団員、サポート団員	9	2時間	—
	県消防操法大会	全団員	1	5時間	—
11	大藪小学校 ふれあい活動	全団員	1	4時間	—
	防火パレード	全団員	1	1時間	—
	郡消防連合演習	全団員	1	2時間	38.4
12	規律訓練	全団員	3	2時間	34.7
	送水訓練	2分団	1	1時間	57.1
	第2回機動演習	全団員	1	3時間	60.3
	年末特別警戒	全団員	3	2時間	86.3
1	出初式	全団員	1	4時間	69.9
2	第3回機動演習	全団員	1	3時間	68.5
3	大垣北署訓練	全団員	1	3時間	46.6
	機関員講習	新団員、希望者	1	1時間	—
	消防団入退団式、全体訓練	全団員	1	3時間	57.9
	千本桜まつり	全団員	1	4時間	56.2

※ 出席人員、出席率の算出は、幹部団員12名は除外しています。

※ 訓練等が複数回の場合、出席者数の平均値で算出しています。

※ 毎月、水利点検を兼ねて各分団・班ごとに消火栓を使用した送水訓練を行うこととしています。

6月～8月



操法訓練 6月（4～5月で習得した知識・技能を活かした訓練を実施しています）



普通救命講習 8月（新入団員に対し、大切な人や家族の命を守る知識と技能を取得します）



(4) 輪之内町消防団員の年間報酬額及び出動報酬額 (令和8年度)

【年額報酬】

(単位：円)

階 級	報酬額
団 長	82,500
副 団 長	69,000
分 団 長	50,500
副 分 団 長	45,500
班 長	37,000
団 員	36,500
機 能 別	10,000

※ 輪之内町消防団条例第14条2項

【出動報酬】

(単位：円)

時 間	出動報酬額
1 時間ごと	1,000

※ 1日最大8,000円を上限とする。(災害時を除く)

※ 輪之内町消防団条例第15条4項

【参考】

令和7年度個人実績額見込 (年額報酬+出動報酬)

最高額見込	204,500円 (36,500+168,000)
-------	---------------------------

(5) 輪之内町消防団員の福利厚生 (団員向け)

ありがとね！消防団水防団応援事業所制度 (消防団インセンティブ制度)

岐阜県全域において、消防・防災活動をはじめとする地域の安全・安心のために活動する消防団員、水防団員 (以下「団員等」) を、地域のお店が一定のサービスを通じて応援する気運を高め、消防団等を地域を挙げて盛り上げていくことを目的として平成26年8月から実施しています。

団員に「団員カード」を、団員を支える家族にも「家族カード」の発行を行い、応援事業所からの割引サービスや特典の提供を受けて頂いています。

団員カード



団員家族カード



▲県HP

応援事業所にご参加いただくと…

◆応援事業所としてのPR 《社会貢献事業所としてのイメージアップ》

応援事業所は、表示証を店頭などに掲示していただくことで、消防団と水防団を応援しているお店としてのPRになります。表示証は団員カードと類似のデザイン (A4判サイズ) です。

◆県ホームページでのPR

岐阜県危機管理部消防課ホームページで、応援事業所の名称、所在地、特典等をご紹介します。

団員にご提供いただくサービス内容

現在、登録されている応援事業所の主なサービス例は次のとおりですが、サービス内容は企業や店舗として提供可能なもので結構ですので、事例にとらわれず、お気軽に、岐阜県の消防課へご相談をお願いいたします。また、現在、女性や家族向けのサービスのご提供も広く募集中です。

【サービス例】 飲食や買い物等の代金割引、カードポイントの増加、新車成約時の車載防災セット進呈、ローン金利の優遇、粗品進呈など

(6) 消防団入団者の声

- ・ 輪之内町には常備消防機関がないことから、現状程度の訓練時間・回数は必要であると思います。働き方改革やライフスタイルの多様化は叫ばれていますが、ワークライフバランスを意識する企業もあり、地域貢献の一種と考え参加しました。
- ・ 現在の訓練日程は曜日が分散されており、一定の配慮がされていると理解しております。夜勤の方は、参加が難しいように感じましたが、全員の都合に合わせることは不可能です。地域の安心・安全を守るという意識を持ちながら、無理なくできるだけ訓練に参加したいと思います。
- ・ 仕事の都合もあるのですべての団員が参加するというのは難しいかもしれませんが、消防団としての自覚を持てば訓練に合わせて調整できる仕事もあるので、スケジュールが早めに分かると良いです。
- ・ 私は輪之内町外から引っ越してきた者で地域のつながりが無かったですのですが、消防団を行い、つながりが増え、消防団に参加して本当に良かったと思っています。仲間も沢山増えました。また、火を消すという防災意識は確実に高くなり消防団を辞めても少しでも対応できるかと思いますが、私の地域での次の担い手がいらないのが不安です。

第24回全国中学生「防火防災に関する」作文より

私のお父さんは、昔、消防団に所属していました。その話を聞くと、消防団の活動の重要性和防火・防災について深く考えるようになりました。今回はその経験を基に、防火・防災について作文を書いてみたいと思います。

お父さんが消防団に入っていたころ、地域の安全を守るため多くの活動や訓練を行っていたそうです。例えば、火事が起きたとき速やかに消火活動を行うための訓練などたくさんの訓練がありました。私のお父さんは、いつ何が起きるか分からないから日頃から準備しておくことが大切だとよく言っていました。特に印象に残っているのは、お父さんが語ってくれた火事の話です。ある冬の夜、古い木造の家で火事が起きました。火はあっという間に家全体に広がり、消火活動は困難を極めました。しかし消防団の迅速な対応のおかげで被害を最小限に抑えることができました。この話を聞いて私は火事の怖さと同時に迅速な対応の重要性を強く感じました。また、お父さんは日頃からの家庭内での防災対策についても教えてくれました。火災報知器の設置や消火器の使い方、そして火の元を常に確認する習慣などです。これらの対策は火事を未然に防ぐためには欠かせないものです。特に火災報知器は、火災の早期発見に大きな役割を果たし、初期消火が可能となり被害を大幅に減少させることができます。

このように、お父さんの消防団での経験から私は防火・防災の重要性を学びました。火事や災害はいつ起こるかわかりませんが、日頃からの準備や対策によって、最小限に抑えることができます。私たち一人ひとりが防火・防災の意識を高め、家庭や地域で協力し合うことで安心して暮らせる社会を築くことができると思います。これからも日常生活の中で防火・防災について考え行動していきたいと思います。そして、自分の学んだことを周りの人に伝え、地域全体で安全を守っていききたいと思います。

(7) 輪之内町消防団の地域貢献活動

町花火大会前の事前散水



ふれあいフェスタ消防コーナー



(7) 写真で見る輪之内町消防団の活動

地区防災訓練への参画

〈中郷区〉地上式消火栓を使用した放水



〈楡俣南部区〉防災講習会・避難所設営訓練・災害図上訓練（HUG）



小学校への出前講座（大藪小学校）



之内町消防団員に入団を希望される方へ

◆消防団員の方々へ期待すること

参加しやすい消防団と一緒に築いていきましょう

- ・火災等の災害はいつ起こるか分かりません。まさかの事態が発生した時、被害を最小限にするために大切なことは『消防団員同士が助け合いながら消防活動を行うこと』です。
そのために、仲間を思いやり団員が参加しやすい消防団を築いていくことが必要です。

火災、水害等の災害時に有効なスキルを学びましょう

- ・普段、なかなか経験できない訓練や活動を通して団員同士のコミュニケーションを図るとともに、火災などの災害時に有効なスキルを学ぶことができます。言い換えると、『自分の大切な人や家族の安全を守る知識を身に着けること』ができます。

学んだスキルを地元地区での防災訓練等で活かしましょう

- ・近年の防災訓練については、地区単位での実施をお願いしています。災害発生時は地区内での連携は不可欠となります。そうなった時、町民からまず頼られるのは区長さんです。消防団員のみなさんには区長さんをサポートするうえでも『積極的に地区防災訓練などの行事に参加頂き、顔なじみである方々を増やすことや学んだスキルを披露いただくこと』により、連携強化を図ることを期待します。

◆消防団員となるためには

- ・消防団員の皆さんは、輪之内町の安心・安全を守るために頑張っています。
「輪之内町内に居住し、又は勤務している方」、「18歳以上の方」、「志操堅固で、かつ、身体強健の方」の資格を満たす方は、町長の承認を得て任用されます。
輪之内町消防団に加入を希望される方や訓練見学等、ご意見や質問等がございましたら、輪之内町役場総務危機管理課までおたずねください。（メールでのお問い合わせも可能です）



輪之内町役場 総務危機管理課

T E L 0584 - 69 - 3111

E-mail soumu@town.wanouchi.lg.jp